

第2章

意匠における取組

我が国企業は、近年の新興国企業の技術力の向上、製造手法のモジュール化等を背景に、コスト競争や従来の技術優位のみでの産業競争力維持が極めて困難な状況となってきている。そのため、消費者の購買意欲を直接的にかき立てる製品デザインの価値が見直されてきており、多くの企業はデザインを製品の魅力を向上させるべき手段として認識している。しかしながら、優れたデザインは利益を生み出す反面、それに便乗するような模倣品が発生する可能性も高い。デザイン戦略により高付加価値化した製品の利益を正当に確保するためには、意匠権による保護が必要不可欠であり、意匠権による効果的な保護を可能とするためには、ユーザーにとつていかに使いやすい意匠制度とするかが重要となる。

また、我が国企業活動の更なるグローバル化に伴い、海外、特にアジアの新興国等の競争環境の激しい地域では模倣問題が多発しており、その対策として意匠権が有効であるとの評価と期待が示されている。我が国企業が、国内外の市場において外国企業と競争していくためには、簡便で低廉な意匠の国際登録制度の活用や、我が国意匠制度ユーザーの利便性向上を前提とした意匠制度の国際調和等が不可欠となっている。

本章では、このような状況に対応するため、特許庁が実施してきた主な取組について紹介する。

1

創造的なデザインの権利保護による我が国企業の国際展開支援

(1) 複数国への一括出願を可能とするハーグ協定に関する取組

企業活動のグローバル化に伴い、魅力的なデザイン製品の海外発信や海外市場における模倣被害の抑止が、我が国企業の国際競争力を確保する上で重要となってきている。このような、国際的な意匠保護に対する意識の高まりを背景に、企業の出願行動の海外シフトが進んでいる。

我が国においては、意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定（以下、「ハーグ協定ジュネーブ改正協定」）が2015年5月13日に発効し、同日に改正意匠法も施行され、同日以降、日本国特許庁はハーグ協定ジュネーブ改正協定の第49番目の締約国

の国内官庁として同協定に基づく国際出願の取扱いを開始している。

協定発効から2016年末までに出願された我が国を指定国とする国際出願の数は1,698件（3,660意匠）、我が国を出願人の締約国¹とする国際出願の数は476件（1,251意匠）であり²、徐々に増加の傾向を示している。

2017年1月には産業構造審議会知的財産分科会第5回意匠制度小委員会において、ハーグ協定ジュネーブ改正協定加入後の状況について報告を行った。

また、我が国ユーザーに対して、ハーグ協定ジュネーブ改正協定に基づく意匠の国際登録制度（以下、「ハーグ制度」）の利用に関す

1 出願人の締約国とは、「意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定」第1条(xiv)で定義される用語。
http://www.jpo.go.jp/seido/kokusai/kokusai_shutugan3/files/index_hague_kisoku/01_kaisei_kyotei.pdf

2 (資料)WIPO Intellectual Property Statistics

る普及啓発を図るため、2014年度から2016年度の3か年にかけて、全国主要都市での制度説明会を累次開催し、2017年2月から3月にかけて開催した制度説明会では、我が国における国際出願の審査実績に基づいて、拒絶の通報への対応に関する情報提供を行った。

ハーグ制度の手続改善や更なる利用拡大に向けては、ハーグ制度の法的発展に関する作業部会が累次開催されており、2015年12月開催以降の会合においては、他の協定加盟国、加盟候補国等とともに、手続救済措置の拡充等の議題について、継続検討を実施している。

さらに、協定加盟国の拡大は、我が国を含むハーグ制度のユーザーが制度利用の幅を広げる上で重要な事項となるため、ASEAN諸国等、今後の協定加入を予定する国々の早期加入を支援するための取組として、これら諸国の官庁への専門家派遣等を通じた我が国の経験を共有する取組を、WIPO国際事務局とも協力しながら実施している。

(2)意匠制度の利便性向上に向けた運用の見直しの検討

我が国においては、企業の事業活動の一層

のグローバル化に加え、2015年5月のハーグ協定ジュネーブ改正協定に基づく国際出願についての運用開始等、国際協調を意識した意匠制度の運用の見直しの必要性が高まるとともに、知的財産推進計画2016において、「我が国ユーザーによる意匠制度の利用促進を図るため、利便性を向上させるべく、手続の簡素化等に向けた検討を行う」とされたことを受け、企業のデザイン活動の実態に則しつつ、国際協調を意識した意匠登録出願手続の利便性向上を目的とする意匠制度の運用見直しの方向性について検討を行った。

2016年12月以降、産業界代表を含む有識者委員の参画を得て開催した、産業構造審議会意匠制度小委員会意匠審査基準ワーキンググループにおいて、(1)意匠の新規性喪失の例外規定の適用に係る運用、(2)願書及び図面の記載要件、及び(3)参考図の取扱いの3点についての改訂意匠審査基準案が取りまとめられた(2017年2月)。

この改訂意匠審査基準案は、その後のパブリックコメントを経て内容が確定し、2017年4月1日以降の審査において適用されている。

2

意匠審査の品質向上に向けた取組

(1) 品質管理に関する取組

意匠課及び意匠審査部門では、意匠審査の質の維持・向上を図るため、意匠審査部門の管理職による審査内容のチェック（決裁）、意匠審査基準の改訂や検索システムの充実等の取組を行ってきた。審査資料の増大が見込まれる中、安定した審査結果を提供していくため、庁内組織である意匠審査品質管理委員会を設置し、品質管理に関する各種施策の実施及び改善に取り組んでいる。

① 品質ポリシー・品質マニュアルの公表

2014年8月に、質の高い意匠権の設定に向けた意匠審査の品質管理の基本原則となる「意匠審査に関する品質ポリシー」を公表した。また、2014年12月に公表した、品質管理及びその実施体制からなる品質管理システムを文書化した「意匠審査の品質管理に関するマニュアル」について、2016年度の変更内容を反映させるために、2016年7月に改訂しこれを公表した。

② 品質保証

案件の処理方針等の判断を均一にするため、審査官と決裁者間の協議を行い、必要に応じて審査官へ情報を共有している。

また、審査官が行った審査の内容（審査の判断や通知文書の記載等）について、意匠審査部門の管理職が全件チェック（決裁）を行っている。

③ 品質検証

a. 品質監査

決裁が終了した案件からサンプルを抽出し、法令、審査基準等の指針にのっとった統一のとれた審査が行われているか、出願人・代理人との意思疎通の確保に留意した効率的な審査が行われているか、といった観点から品質監査を行っている。

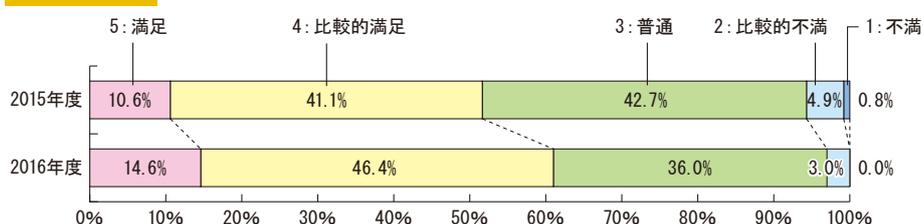
b. 意匠審査の質に関するユーザー評価調査の実施

意匠審査の質全般及び特定の出願における審査の質について、ユーザーからの指摘を通じて改善すべき点を明らかにし、審査の質の維持・向上のための施策に反映するべくアンケート形式でユーザーからの評価、意見等を収集し、分析を行っている。2016年度は国内企業等334者を対象に実施し、意匠審査に関する全体としての質の評価において、「満足」「比較的満足」の評価が2015年度よりも増え、61.0%の割合を示した。

(2) 審査品質管理小委員会

特許庁における品質管理の実施状況・実施体制等について外部から客観的な評価を受け、それを審査の品質改善に反映することを目的として、2014年8月に産業構造審議会知的財産分科会の下に審査品質管理小委員会を設置した。当該小委員会においては、客観的な評価を行うための評価項目及び評価基準を設定し、審査品質管理の実施体制及び実施状況について評価を行い、その評価を通じて改善に向けた必要な方策についての提言が行われた¹。

2-2-1図 ユーザー評価調査結果



1 http://www.jpo.go.jp/shiryou/toushin/shingikai/hinshitsukanri_menu.htm

3

デザイン・意匠制度の活用の促進

近年、顧客の嗜好性や使用感等の観点を重視し、安易なコスト競争に陥らずに高付加価値化を進めるために、デザインを活用した製品開発の導入が進んでいる。

特許庁は、企業が戦略的にデザインを活用しつつ意匠制度を利用できる環境を醸成するために、専門家の派遣、デザイン産学連携の促進等の取組を実施している。

(1) デザイン・意匠制度の活用のための専門家派遣

戦略的なデザイン開発と意匠制度の活用支援を強化するために、知財総合支援窓口を通じて、2012年度から、地域に不足するデザイン及び意匠制度に関する専門家の派遣施策を開始した。商品開発のスタート段階から知的財産の権利化及び活用を意識するマインドを醸

成し、製品化、販売に至る過程において戦略的な意匠出願を支援することを目的としている。案件に応じて、デザインコンサルタント、デザイナー、意匠活用のノウハウを有する弁理士を全国に派遣し、知財総合支援窓口担当者同席の下、地域中堅・中小企業からの相談を受けている。2013年度からはブランド・商標及び海外知的財産の専門家派遣も開始した。



デザインに関する相談をきっかけに、商品化や展示会展展を行った事例（簡単に点滴器具を搭載して歩行訓練ができる歩行支援器）

デザインについては、商品戦略の整理、自社のセールスポイントの抽出、販売チャンネルの検討、製品設計の見直し提案、製品形状への一般的なアドバイス等を行っている。意匠制度については、製品形状に応じた効果的な出願方法、先行意匠との類否関係のアドバイス、部分意匠出願や部品の意匠出願の使い分け、海外出願時の留意点、他法域との保護の組合せ等のアドバイスを行っている。2016年度も食器、靴、衣類、アクセサリ、家具、パッケージデザインなど幅広い分野のインダストリアルデザインに関する相談に対応した。本専門家派遣事業がきっかけとなり、製品開発、意匠出願に至った例もある。

また、全国各地で開催されるデザインセミ

ナーやデザインイベントに特許庁職員を講師として派遣して意匠制度の説明を行い、創作されたデザインが適切に保護され、さらなる創作に繋がるように、意匠制度の活用の促進に取り組んでいる。2016年度は、「四国経済産業局デザイン事業説明会」、「熊本県合志市クリエイター創業者育成塾知財セミナー」、「九州知財活用リレーセミナー in 熊本」、「知財戦略シンポジウム（熊本）」、「発明協会セミナー（旭川）」、「INPIT 事業：平成 28 年度第 3 回近畿地域広域大学知的財産ネットワーク事業化推進会議」等に講師を派遣し、デザイナー、デザインの活用を目指す事業者、大学関係者、デザインを学ぶ学生等を対象に、意匠制度の概要や活用方法などの説明を実施した。

(2) デザイン産学連携及び大学発デザイン保護の促進

近年、美術・デザイン系大学等が企業と協働し、地域や大学の特色をいかしつつ、新たなデザインを創出するデザイン産学連携の取組が活発化している。例えば、大企業の委託を受けた大学が、先進的な製品・サービスの提案や人間工学等に基づいた客観的な製品評価を行う例、また、中小企業が自社技術を活用した製品を大学と共同開発する例など、多様な取組が行われている¹。

① デザイン産学連携に適した標準的な契約ひな形の提示

デザイン産学連携が活発化している一方で、美術・デザイン系大学等と企業等がデザイン契約を行うに当たり、知的財産の取扱いに関して多くの課題があることが明らかになっ

ている。そこで、特許庁では大学における多様なデザインの創作実態を踏まえ、現行の産学連携で用いられている契約内容を分析し、産学双方が公平に利益を享受し得るデザイン産学連携に適した標準的な契約ひな形を提示した²。

② ネットワークを構成する美術・デザイン系大学への産学連携知的財産アドバイザーの派遣

美術・デザイン系大学は、一般に総合大学や理工系の大学に比べ知的財産管理体制の整備が遅れている。特許庁・INPITは、ネットワークを構成する美術・デザイン系大学に対しても産学連携知的財産アドバイザーを派遣し、産学連携プロジェクトの知的財産マネジメントの支援を行っている。

4

意匠関連情報の整備・提供

特許庁は、意匠制度ユーザーの利便性向上のため、意匠関連情報の整備、意匠審査における判断内容の明確化、意匠審査スケジュールの公表、類似・関連意匠情報の提供、意匠公知資料の公開といった、意匠審査に関連する情報提供の拡充に努めている。

(1) 意匠関連情報の整備

2016年3月の意匠審査基準第7部第4章「画像を含む意匠」の改訂に伴い、意匠登録出願時の願書及び図面の記載方法について解説した「意匠登録出願の願書及び図面等の記載の手引き」の関連箇所を改訂し、事例の追加・整理により、更に内容を充実させ、特許庁ウェブサイトにて公表した。

また、2015年5月にハーグ協定のジュネーブ改正協定に加入して以降の、我が国における国際意匠登録出願の審査実績から、出願人が特許庁から拒絶の通報を受けた場合の対応について、手続補正時の留意点やよくある質問等をまとめて特許庁ウェブサイトに掲載

した。

さらに、部分意匠の出願のうち、本意匠と関連意匠として登録されたものの中から、意匠審査における類否判断について参考となる事例をまとめた「部分意匠の関連意匠登録事例集」について、事例を追加し、特許庁のウェブサイトに掲載した。

(2) 意匠審査における判断内容の明確化

特許庁は、意匠制度ユーザーからの審査判断内容の明確化の要望に応えるべく、2004年10月から、一部の拒絶理由通知書（意匠法第9条第1項（先願）に該当する場合）については、出願意匠と引用意匠との類否判断の理

1 特許庁「平成22年度大学知財研究推進事業—大学発デザインの産学連携及びその保護の取り組みに関する研究報告書—」

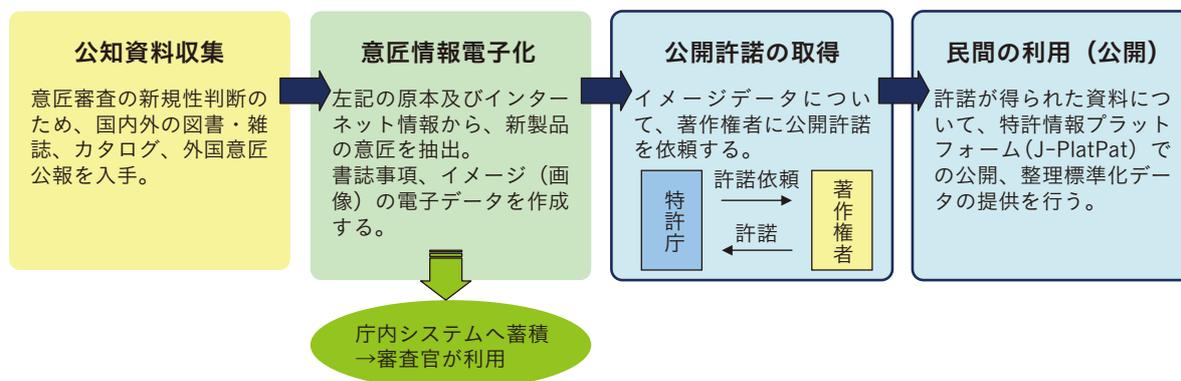
2 特許庁「平成23年度大学知財研究推進事業—デザイン産学連携の多様性を踏まえた契約の在り方に関する研究報告書—」

(5)意匠公知資料の公開

特許庁では、意匠審査における新規性及び創作性の判断のために、国内外の図書、雑誌、カタログ、インターネット等から新規な製品の意匠を抽出して、書誌的事項と製品の写真や図表等を電子化したものを意匠公知資料として整備し、主要な審査用資料としている。これらの意匠公知資料を一般公開することにより、企業等における先行意匠調査や意匠権調査のほか、新たなデザイン開発を行う際の参考資料として利用される等、我が国における、より一層独創的で付加価値の高いデザイ

ンの創作を促す効果が期待できる。そのため、特許庁が電子化した意匠公知資料を対象として著作物利用許諾を得る事業を2007年度から開始しており、利用許諾を得た意匠公知資料に関しては、J-PlatPat（旧 IPDL）等を通じて広く一般公開している。なおJ-PlatPat（旧 IPDL）においては、2006年3月より、意匠公知資料番号からその資料の書誌及びイメージを照会可能とする「意匠公知資料照会」サービスを、また2009年10月からは、物品名や日本意匠分類による検索が可能な「意匠公知資料テキスト検索」サービスを提供している。

2-2-3図 意匠公知資料の収集と公開の概要



5

出願人のニーズを踏まえた早期審査の運用

意匠登録出願に関する早期審査制度は、1987年12月15日に導入され、(i) 権利化について緊急性を要する実施関連の意匠登録出願や、(ii) 外国にも出願している意匠登録出願を対象としている。また、2011年8月からは、東日本大震災による被害を受けた企業等の意匠登録出願についても早期審査の対象としている。これらの出願については、早期審査の申請から3.5か月以内に一次審査結果を通知することを目標としている。2016年は、早期審査の申請は113件であり、申請から一次審

査通知までの期間は平均1.9か月であった。

また、2005年4月からは、模倣品が発生した場合に意匠権による早期の対策を図ることができるよう、模倣品対策に対応した早期審査制度の運用を行っている。この運用では、出願手続に不備のない出願であれば、早期審査の申請から1か月以内に一次審査結果を通知することを目標としている。2016年は、模倣品対策に対応した早期審査の申請は13件であり、申請から一次審査通知までの期間は平均0.7か月であった。

2-2-4図 「模倣品対策に対応した早期審査制度」の概要

